

す、ついたちのありさまなどおなじ事也、日ごろのすぐるまゝに、なを水などいさせ給て、やよからんと申せば、其さほふの御しつらひしてゐたてまつる、いとさむきころたえがたげにみえさせ給。

〔殿曆〕長治元年八月十日辛亥、依○小二禁、不參内、十三日甲寅、依齋院○善子内親王御○二禁、余○藤原申刻許參彼院、

〔長秋記〕元永二年九月廿日、參梁園○親王御二禁有増氣、廿三日、參梁園、丹波重忠語云、宮御瘡與一昨日同事也、○中略、宮仰云、於瘡者不知増減、此兩三日辛苦甚、敢不可存命、

○按ズルニ、輔仁親王、元永二年九月二十八日薨ズ、

〔台記〕久安四年十月一日乙卯、欲參宮及内、依二禁、發頓俄止、此由觸外記、傳聞、依上達部不參無政、依二禁止拜諸神之屬、

〔續世繼四波の上の蓋〕三月三日、曲水宴といふこと、六條殿にて此殿通師させ給ふときこえ侍り

き、○中略、四十にだにたらせ給はぬを、まかるべき御よはひなり、かぎりある御いのちと申しながら、御にきみの程、人の申し侍りしは、つねの御こと、申しながら、山の大衆のおどろく、ましく申しけるもむつかしく、世の中心よからぬつもりにやありけんとも申し侍りき、

〔葉黃記〕寛元四年八月五日辛卯、院御二禁、頗御増氣、仍有御灸、百壯、長忠朝臣奉灸、廿二日戊申、依御二禁、及御灸例不分明也、但仁安二年閏七月、後白河院御二禁、雖不及御灸、醫師等有勸賞、件記大注進了、有御感云々、醫師等料小椀飯被宛、人々兩日調進了、

〔玉海〕承安二年九月廿日丙戌、午時許參内、依御不豫事也、依御物忌、候二間方、女房相逢云、去十七日未時許、有御浴殿事、其時始奉見付之、御腰上脊骨右方有御二禁、其勢圍碁石仍召遣醫師等重長、定

此中憲基早參、于時酉刻許也、奉見之、申云、今夜可奉付藍實摺灸、以大黃為至極之治、仍申大黃之由、ハ忽不可恐思